

(否決)

現行の健康保険証（紙）の存続を求める意見書

政府は、健康保険証を一体化したマイナンバーカードのトラブルが深刻化しているにもかかわらず、2024年秋に保険証廃止の方針を打ち出した。

健康保険証が廃止されれば、そもそも任意であるマイナンバーカードを取得しない人や取得が難しい人は資格喪失や無保険扱いになる恐れがあり、国民皆保険制度を壊すことにつながる。

現行の健康保険証は問題なく機能している。一方、医療現場では、マイナ保険証によって重大な医療事故につながりかねない事例や個人情報漏れ、紐づけされる保険情報が古くて使えないなど、大混乱を引き起こし保険診療の妨げとなっている。

マイナンバーカードは、任意取得の原則に照らしても強制すべきものではなく、現行の健康保険証を廃止すべきではない。

よって、本議会として、県民の健康と命を守る立場から、現行の健康保険証（紙）の存続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月19日

青 森 県 議 会

(第314回定例会・発議第1号・田名部定男外9名提出)

(否決)

## 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大に加え、異常な物価高騰によって、県民のくらしは深刻さを増している。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートや派遣などの非正規労働者やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活は深刻である。一方で、長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務が中小企業・小規模事業者に打撃を与え、経営維持を困難なものとし、地域経済の危機を進行させている。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があり、最低賃金の改善による賃金の底上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要となっている。

地域別最低賃金の2022年の改定では、最も高い東京は時給1,072円。一方、青森県は時給853円で全国最低となり、毎日8時間、週40時間働いても税込み月14万8千円、年収総額では177万9千円である。これでは最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできない。青森県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮して最低賃金額を決めている。最低賃金の低い地域では現状の支払い能力や低迷する経済状況をもとに決められるため低いままととなり、高い地域は低い地域を考慮して決められるため、十分に引き上げることができない。このように、地域別最低賃金制度は地域間格差の固定化を生み、憲法25条が全国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」実現の足かせとなっている。そのことは、人口の一極集中や若者の都市部への流出の原因となっているとともに、正規労働者を含めた賃金水準を低く抑え、消費購買力の向上と逆行し、日本経済の成長にとっても重要なマイナス要因となっている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、しかも、ほとんどの国は全国一律性をとっている。そして各国政府は、大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど中小企業支援策を実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも中小企業に対して、社会保険料の事業主負担への補助を行うなど、使いやすく効果的な支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、中小企業と地域経済を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくることがどうしても必要であると考えます。

以上の趣旨から、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

- 1.政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小零細企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。
- 2.政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3.政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月19日

青 森 県 議 会

(第314回定例会・発議第2号・田名部定男外9名提出)

(可決)

防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的な推進のための措置を求める意見書

現在、国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方にに基づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として進めているところであり、本県においても、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」とあわせた取組により、本県における国土強靱化は着実に進捗している。

しかしながら、令和3年8月の本県上北及び下北地域を中心とした豪雨災害に続いて、昨年8月の本県津軽地方を中心とした全県的な豪雨災害においては、県内で初めて線状降水帯が確認され、中村川の氾濫による大規模な家屋浸水や、国道280号における土砂崩落等により集落の孤立が発生したことは記憶に新しく、未だ本県における国土強靱化が道半ばであることが明らかとなった。

今後、気候変動の影響により、短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加すると予測されているなか、次代に向け、一刻も早く強靱な国土を形成することが、我々に課された責務である。

また、コロナ禍で大きなダメージを受けた地域経済を回すための取組をストック、フローの両面から下支えするためにも、災害に強い県土づくりが必要であり、これに向けて、防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ継続的に推進するための措置が必要である。

以上を踏まえ、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策期間中の各年度予算を例年以上の規模で確保するとともに、5か年の期間終了後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の地方負担分及び多額の地方単独費を要する調査等関係業務について、地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化を着実に進めるために、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置すること。また、補正予算で措置する場合については、円滑に事業執行を可能とするための弾力的な運用を講じること。
- 4 防災・減災、国土強靱化の推進に必要な予算確保に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること。
- 5 防災・減災、国土強靱化の取組やそれを支える地域の建設業に対する理解を深めることにより人財確保を図っていくため、若者の建設業への入職が促進されるよう必要な教育や普及啓発の取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月24日

青 森 県 議 会

(第314回定例会・発議第3号・田中順造外46名提出)

(可決)

## 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれており、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1、国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2、国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3、国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年7月24日

青 森 県 議 会

(第314回定例会・発議第4号・田中順造外46名提出)

(可決)

### 感謝決議

三村申吾氏は、平成15年6月、県民の期待を担い青森県知事に就任以来、県政史上最長の5期20年にわたり、常に県民の目線、生活者の視座にたち、東日本大震災など様々な困難に直面しながらも、ふるさと青森の再生・新生のために尽くされた功績は誠に大なるものがある。

これまでの功績は枚挙にいとまがないが、就任直後から徹底した行財政改革に取り組み、持続可能な財政基盤への道筋を示したこと、また、「攻めの農林水産業」を掲げ、自ら先頭に立ち、農林水産業を稼げる産業に大きく成長させるとともに、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録実現を含め、多様な地域資源を活かした観光振興に尽力したことは、多くの県民が認めるところである。

ここに県議会の議決をもって在任中の功績を讃え、その労苦に対し感謝の意を表す。

令和5年7月24日

青 森 県 議 会

(第314回定例会・発議第5号・田中順造外47名提出)